

仕 様 書

1 事業名

海外種苗法等調査及び海外果実類生産・流通・市場調査—米国等—
（「海外リーガル調査事業」）

2 事業目的

輸出拡大と育成者権強化に向け、果実類等の農産物の輸出と海外におけるライセンス生産を組み合わせたグローバルな通年供給体制の構築や、無断栽培防止とロイヤリティ確保のビジネスモデル、ブランド戦略とライセンス戦略の検討・樹立等を実現するために、育成者権管理機関支援事業のうち「4. 海外リーガル調査事業」を推進する。

本事業では、その国に適した品種の保護方策を検討し、将来的にはその国の現地生産を実施するため、海外の種苗法や特許法などの植物保護に関する法令の他、栽培試験等のために実際の植物を持ち込む際に必要な植物検疫の実際の運用に関する情報を詳細に調査する。

また、どの国にどの品種を持って行くのが最適であるかを検討するため、調査国における生産、流通、市場の状況について調査を実施する。調査においては許諾が想定される品目、品種について重点的に実施する。

3 事業内容

本調査においては、次の（1）及び（2）に掲げる内容を実施する。なお、調査対象国及び調査対象品目に関しては以下のとおりとする。

（調査対象国）*下線は重点調査国

米国、ASEAN 諸国（タイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム）、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ

（調査対象品目）*下線は重点調査品目、カッコ内は重点調査品種

ブドウ（シャインマスカット、グロースクロネ、クイーンニーナ）、カキ、リンゴ、ニホンナシ、カンキツ、イチゴ（恋みのり、おいCベリー、桃薫）、カンショ（べにはるか、ふくむらさき）

（1）種苗法等法令調査

調査対象国における品種保護制度や、テストガイドラインにおける種苗提出方法等について、委託者が提供する既存文献資料に基づき、必要に応じて補足的な調査を行うことにより、以下の項目について整理を行う。品種保護制度（保護されている品目は何か、日本の種苗法との違い等）

- ・ 品種保護の実態（侵害訴訟事例、DNA 識別技術の活用等）
- ・ 出願・登録品種の動向

- ・ テストガイドラインについて
 - a. 日本の特性調査内容との対照表
 - b. 現地調査・栽培調査内容
 - c. 種苗提出の必要性、必要な場合はその方法
 - d. 提出種苗の数量・時期・生育ステージ
 - e. 種苗提出に関する検疫上の問題
 - f. 対象品種の条件
 - g. 他国には無い特殊な制度の有無ともしあればその詳細
 - h. 現地代理人（種苗提出時や現地での隔離栽培実施時）の候補

（2）生産、流通、市場調査

調査対象国における調査対象品目の生産、流通、市場状況に関し、重点調査品目・品種と競合が想定される品目・品種について、把握できる範囲でリスト化し、以下の項目について調査を実施する。調査結果を踏まえて、重点調査品目・品種と競合が想定される品目・品種を比較して、調査対象国における現地生産の可能性を検討する。

また、上記の検討に当たっては、調査対象国のうち1か国以上を選定し、重点調査品種のうち1品種以上を選定した国に持ち込み、試食やアンケート調査等を実施する。対象とする国及び品目・品種については委託者と協議して決定する。

- ・ 生産状況（栽培地、生産量、種苗会社など）
- ・ 栽培指導等の実態（種苗会社、研究機関、農業団体等によるもの）
- ・ 使用できる農薬の種類や量（病虫害対策として）
- ・ 使用できる施設（屋根がけ、防鳥ネット等）種苗の生産状況や流通実態
- ・ 気温、湿度、降水量、風、土壌の質等（日本の品種を現地に持ち込んだ時に実際に日本で栽培した時と同じようなパフォーマンスが発揮できるかを確認）
- ・ 普及している品目・品種や近年作付けが増えている品目・品種の特性（業界で求められている特性）。例えば、味（香り、酸味、甘味）、形、大きさ、色など。
- ・ 現地代理人（出願・商売上の仲介者、種苗提出時の隔離栽培実施）候補

4 応募要件

次の（1）から（3）までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とする。

（1）当該請負事業の内容について、事業実績を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員等を有していること。

（2）当該請負事業を円滑に遂行するために必要な管理能力を有し、かつ適切な経理処理が可能な体制を有していること。

（3）発注者が事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制

を有していること。

5 事業期間

契約締結日～令和6年3月15日（金）

6 予算額

2,900万円以内

7 事業の報告

(1) 中間報告

請負者は、令和5年11月末を目途に中間報告を行うこと。また、1カ月に1回程度、進捗確認のための打合せを行うこと。

(2) 最終報告

請負者は、次の(1)及び(2)を事業実施期間終了日までに担当職員に提出すること。

ア. 事業実施報告書（電磁的記録媒体） 1枚

イ. 事業実施報告書（紙媒体） 3部

※ 電磁的記録媒体については、ウイルスチェックを行った上で納入することとし、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼ること。

* 報告書については日本語で提出すること。

8 事業実施報告書等の提出先

東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階
公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

9 その他

(1) 請負者は、提案書のとおり事業を実施すること。

(2) 請負者は、契約締結後、速やかに、実施スケジュール及び実施体制を提出すること。

(3) 請負者は、担当職員の求めに応じて途中経過を報告すること。

(4) 本事業の実施に当たっては、日本国及び事業実施国の法令を遵守すること。

(5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じ、又は業務の内容を変更する必要があるときは、農研機構及びJATAFFと協議を行うこと。